

# おかやま A I ・セキュア I o T 共創コンソーシアムワーキンググループ規程

制定 令和 2 年 6 月 2 6 日

改訂 令和 3 年 5 月 2 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、おかやま A I ・セキュア I o T 共創コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）規約第 10 条に規定するワーキンググループ（以下「WG」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (WG の発足)

第 2 条 WG は具体的な共同研究案件を推進する企業及び研究者のうち希望する者が、共同検討提案書を提出し、運営委員会の決定により発足する。

2 WG にはグループリーダー（以下「GL」という。）を置くものとし、GL は WG を総括する。

## (WG への参加・脱退)

第 3 条 WG へ途中参加を希望する者は、GL に申し出るものとし、GL は WG への参加の可否を決定するものとする。

2 WG の参加者が脱退を希望するときは、脱退する 30 日前までに GL の承認を受けるものとする。

3 GL は WG の参加者に変更があった際には、遅滞なく運営委員会に報告するものとする。

## (WG における知的財産権の取り扱い)

第 4 条 WG における知的財産権の取り扱いについては、本規程に添付される「ワーキンググループに係る知的財産と成果の取扱いに関するガイドライン」に基づき取り扱うものとする。

## (WG の終了)

第 5 条 WG の目的を達成したとき、若しくはその他 WG を終了する事由が生じた際には、WG を終了するものとし、GL はワーキンググループ終了届を運営委員会に提出するものとする。

## (経費の負担)

第 6 条 WG の検討に当たり、経費負担が発生する際には、WG 参加者で対応を協議して決定するものとする。

## (備品・消耗品の貸与又は支給)

第 7 条 WG の活動に当たり、備品及び消耗品が必要となった場合は、コンソーシアムに申請し、貸与又は支給を受けることができる。備品・消耗品の扱い等については、別に定めるものとする。

## (疑義の決定)

第 8 条 本規程に定めのない事項又は本規程に定める事項に関する疑義等が生じた場合は、その都度、WG の参加者が協議して定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年6月26日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年5月21日から施行する。

(様式1)

## 共同検討提案書

令和 年 月 日

おかやまA I ・セキュア I o T共創コンソーシアム会長 殿

(グループ名)  
(グループリーダーの所属)  
(グループリーダーの役職)  
(グループリーダーの氏名)

(グループリーダーの氏名)はおかやまA I ・セキュア I o T共創コンソーシアムに別紙の内容において、(グループ名)ワーキンググループ(WG)を設置することを希望します。

(グループ名)WGの参加者を次のとおり届け出ます。

○参加者

所属 : \_\_\_\_\_  
職・氏名 : \_\_\_\_\_  
電話番号 : \_\_\_\_\_  
F A X : \_\_\_\_\_  
E-mail : \_\_\_\_\_

○参加者

所属 : \_\_\_\_\_  
職・氏名 : \_\_\_\_\_  
電話番号 : \_\_\_\_\_  
F A X : \_\_\_\_\_  
E-mail : \_\_\_\_\_

○参加者

所属 : \_\_\_\_\_  
職・氏名 : \_\_\_\_\_  
電話番号 : \_\_\_\_\_  
F A X : \_\_\_\_\_  
E-mail : \_\_\_\_\_

WGの内容・計画

(自由様式、足りなければ枠を広げて使用ください)

WGのアウトプット(WG終了時に到達している状態が明確になるように記載ください)

(様式2)

ワーキンググループ終了届

令和 年 月 日

おかやまAI・セキュアIoT共創コンソーシアム会長 殿

(グループ名)  
(グループリーダーの所属)  
(グループリーダーの役職)  
(グループリーダーの氏名)

(グループリーダーの氏名)は、おかやまAI・セキュアIoT共創コンソーシアムにおける(グループ名)ワーキンググループ(WG)について、次のとおり終了することを届け出ます。

WGの達成状況
(自由様式、足りなければ別紙に記載ください)
今後の予定(共同研究や事業化の可能性等が明確になるように記載ください)